

東洋学報 第一〇二卷第三号 二〇二〇年十二月

論説

魏文帝の国際秩序構想——「漢代の国際秩序」の継承——

伊藤 光成

序

三国魏の初代皇帝・文帝は、後漢最後の皇帝・献帝からの禪譲によって即位した。つまり、魏王朝は漢を受け継ぐ正統な中華王朝として成立したこととなる。しかし、当時は後漢の旧領の内、荊州南部（おおよそ現在の湖北省・湖南省）・揚州（おおよそ現在の江蘇省）・交州（おおよそ現在のベトナム北部）は孫権の、益州（おおよそ現在の四川省・雲南省）は劉備の支配下であり、事実上は三国鼎立の情勢下にあった。本稿では、文帝が、中華王朝としての正統性の理念と、三国鼎立という現実との乖離を抱えながら、どのような国際秩序を構想したのかを考察する。

魏の対外政策を論じた先行研究は枚挙に暇が無いが、その多くで文帝代の対外政策は等閑視されてきた。日本においては、魏が倭をどのように待遇したのかを検討した大庭脩氏や、倭王冊封に至る東アジア情勢について遼東公孫氏政権に着目して論じた西嶋定生氏の研究⁽¹⁾をはじめとして、「魏の国際秩序における倭の位置づけ」を主たる考察の対象とする研究が多く、倭との通交がない文帝代は重視されてこなかった。また、中国における、三国時代の「民族政策」を取り上げた張大可氏や李偉山氏の研究⁽²⁾では、主として文帝の父・曹操（武帝）の政策を「魏の対外政策」として取り上げ、文帝の政策への言及に乏しい。そしてこのような文帝代の等閑視は、魏の対外政策の全体的な考察を試みた、彭豊文氏や渡邊義浩氏の研究においても同様である。彭氏は、魏の政策は慰撫を基本として軍事行動を最終手段とするものであり、曹操の時代から文帝の子・明帝の時代まで一貫すると述べ⁽³⁾、曹操の政策の継承という視点から論ずる。一方渡邊氏は、周辺諸民族を積極的に討伐した曹操の政策方針が、皇帝に即位した文帝以降に転換されたことを指摘するが、文帝の政策はあくまでも曹操との比較において論じられるに留まる。このように文帝の対外政策については、検討が尽くされたとは言えない現状にある。

しかし、文帝の在位七年間には、以降の魏の対外政策を規定する、様々な民族との関係が構築された。例えば後漢からの禅譲の際には、

辛未、魏王壇に登り受禪するに、公卿・列侯・諸將・匈奴單于・四夷の朝する者數萬人陪位す⁽⁵⁾

とあるように、匈奴單于を筆頭として、周辺諸民族が列席している。つまり、魏の建国に際して、周辺諸民族の参加は欠かせぬ要素として禅譲儀礼に組み込まれているのである。文帝が周辺諸民族とどのように関係を構築したの

かを考察することなしに、魏の対外政策の全容を明らかに出来ない。そこで本稿では、文帝代の対外政策を方面ごとに検討する。第一節では、漢代（特に後漢代）における中華王朝と周辺諸民族との関係を取り上げ、文帝がどのような国際環境の下で即位したのかを示す。第二節では、匈奴をはじめとした北方騎馬遊牧民との関係を、「單于」号を手掛かりとして検討する。第三節では、東方・西方との関係構築について、各方面における官爵号の賜与に注目しながら検討する。以上三節を通して、文帝の対外政策が、「漢代の国際秩序の継承」を重視したものであったことを論じた。

なお、煩雑さを避けるため、本稿で『三国志』を引用する際は、書名を省略する。

第一節 文帝即位時における国際環境の背景

本節では、文帝即位時の国際環境を明らかにするにあたって、漢代における爵号を媒介とした周辺諸民族との関係構築に着目し、主として後漢代における関係を検討する。

第一項 「冊封」に基づく国際秩序

そもそも漢代における国際関係は、周辺諸民族の首長に爵号を与えることによって成り立つものと理解されてきた。栗原朋信氏は、漢代における周辺諸民族との関係を、封爵・授官の事例によって整理した上で、漢は皇帝の徳化が完全に及んでいない「外」の地域に対して、その徳化の程度によって「外臣」「外客臣」「朝貢国」「隣対の国」

の別を立てて処遇しており、漢と周辺諸民族との関係構築の媒介となったのが、官爵号であったと指摘する⁽⁶⁾。また西嶋定生氏は、漢代における周辺諸民族との関係の展開を次のように理解する。領域全土に郡県制を施行した秦に代わって成立した漢は、郡県制と封建制を組み合わせて採用した。これによって周辺諸民族の君長に「王」「侯」といった爵位を与え、「外臣」として中華王朝の秩序に組み込む体制が可能となった。ただ、前漢代においては武帝代に南越・朝鮮が郡県化されるように、外民族に対する統治姿勢には一貫性を欠いていた。一方、儒教が国教として成立した後漢代においては、外民族に対する待遇の方法が調整されることとなった。このように、漢代には儒教的君主観の下、華夷思想と封建思想とが政治思想内に定着し、漢王朝の外民族に対する待遇の方法が理論化された。これが「冊封体制」という政治的構造様式の形成に連なる、と⁽⁷⁾。

このように両氏は「外臣」「冊封」をキーワードとして漢代の国際関係を考察し、その媒介となる爵号の賜与を重視した。ただ、両氏の所説に対しては批判的な検討が行われている。例えば堀敏一氏は、漢代の国際関係とは「外臣」や「冊封」などで一面的に捉えられるものではないと指摘した上で、多様な関係のありかたを「羈縻」と総称する⁽⁸⁾。金子修一氏は、唐以前に「冊封」の用例が殆どないことを指摘し、唐以前には冊封について帰納的に定義することは不可能であると問題提起している⁽⁹⁾。

しかし、近年においても渡辺信一郎氏が、伝統中国に通底する国家体制の姿の一要素として、漢代に成立した「封建制を副次的な政治的統合秩序とする郡県制秩序」を挙げた上で、その秩序における周辺諸民族の首長・王権に官爵を与える「化外封建制」の存在を重視しているように⁽¹⁰⁾、周辺諸民族との間に官爵を媒介とした関係が構築された

ことの重要性自体は、西嶋・栗原両氏の指摘以来共有されるべきものと考えられている。よって本稿では、官爵号を媒介にした周辺諸民族との関係構築を西嶋氏に従って「冊封」と称する。次項では、これを踏まえ、本稿の検討対象である北方・東方・西方の諸民族との関係における、「冊封」の具体的な在り方を見ていく。

第二項 後漢代における北方騎馬遊牧民との関係

漢代における北方との関係を考える上で欠かすことが出来ないのは、匈奴との関係である。冒頓单于以来、長らく漢の「敵国」として威勢を誇った匈奴が分裂を契機として漢に帰順したのは、前漢宣帝代のことであった。この時に匈奴单于は「客礼」を以て遇され、周辺諸民族の首長の中でも特殊な位置に置かれた。他の周辺諸民族に与えられた「印綬」ではなく「璽綬」が与えられていることも、匈奴单于への格別の待遇を示している。⁽¹¹⁾ 前漢における匈奴单于の待遇については、多くの先行研究があるが、これらを総括・検討した好並隆司氏は、宣帝以降前漢の滅亡に到るまで、形式上対等な立場で扱われたと指摘する。⁽¹²⁾ しかし新を建国した王莽は、印文を従来の「匈奴单于璽」から「新匈奴单于章」に改めた印を与え、後には複数の单于の並立を画策するなど、大幅な関係の刷新を志向して匈奴の離反と侵入を招いた。新が滅亡すると、更始二年（二四）に旧制の璽綬が改めて与えられ、⁽¹³⁾ 後漢の建武二四年（四八）に南单于が光武帝に服属した際には、明確に漢の臣下として位置づけられた一方で「孝宣の故事」に倣った待遇によって璽綬は維持された。⁽¹⁴⁾ しかし、匈奴单于がかつてのような威勢を取り戻すことはなかった。⁽¹⁵⁾ 熹平六年（二七七）に鮮卑の檀石槐に大敗した事件や光和二年（二七九）に使匈奴中郎将の張修が独断で单于をすげ替えた事

件は⁽¹⁹⁾その衰亡の様を象徴していよう。中平七年（一八七）に单于となった於扶羅は内乱の末に追放され、本拠地に单于不在という状況が生まれた。⁽²⁰⁾建安二二年（二一六）に来朝した单于の呼厨泉（於扶羅の弟）は、宣帝代同様「客礼」によって遇されたものの曹操によって抑留されており、⁽²¹⁾権威の失墜は明らかであった。このような状況下で匈奴に代わって後漢代に強勢となったのは、烏丸と鮮卑とである。

烏丸（後漢書では烏桓）は、後漢の建武二五年（四九）に冊封を受けて以降、漢と協力して匈奴の討伐に当たった。安帝の永初三年（一〇九）には「率衆王」の無何が匈奴・鮮卑と共に来寇するなど叛旗を翻したが、後漢はこれを鎮圧すると首長の戎朱廐に「親漢都尉」号を与えて懐柔し、⁽²³⁾また順帝の陽嘉元年（一三二）の鮮卑討伐に功績のあった咄婦には「率衆王」号を与えている。⁽²⁴⁾しかし以降は断続的に来寇し、北方边境の脅威となっていく。こうした状況下、後漢末に華北に割拠した袁紹は烏丸の首長と関係を深め、蹋頓・峭王・汗魯王の三名に、（後漢皇帝の命という形で）「单于」号を与えるに至る。⁽²⁵⁾烏丸が匈奴に代わるほどの勢威を得ていた証左であろう。

鮮卑は、建武二五年に初めて後漢と通交し、同三〇年（五四）に首長の於仇贲が「王」、満頭が「侯」に冊封されている。⁽²⁶⁾その後、和帝代に北匈奴の故地に進出すると勢力を拡大する。安帝の永初年間（一〇七―一一三）には燕荔陽が「王」に、永寧元年（一二〇）には烏倫と其至鞬がそれぞれ「率衆王」「率衆侯」に冊封されるなど、⁽²⁷⁾後漢も爵号を与えて支配下に組み込もうとするが、鮮卑は断続的に来寇した。とりわけ桓帝代には檀石槐が大きく勢力を広げ、後漢朝廷は檀石槐に印綬を与えて「王」に冊封しようとするが拒まれている。⁽²⁸⁾

このように北方では、後漢代に匈奴の衰亡と烏丸・鮮卑の勢力拡大という大転換を迎えた。ただし、その中でも

後漢は（袁紹の例を除き）一貫して匈奴にのみ「単于」号を認め、旧来の匈奴の領域を支配下に置いた檀石槐にさえ「王」号が与えられるに留まった。匈奴単于には形式上、宣帝代以来の騎馬遊牧民の長としての地位が保証されていたのである。実質と形式の乖離が起きていたと言えよう。魏文帝がこのような状況下で、如何なる政策をとったのかに關しては、第二節にて検討したい。

第三項 後漢代における東方・西方の諸民族との關係

続いて、漢代における東方との關係を見ていこう。漢代の対東方政策の端緒は、衛滿が朝鮮王に封じられたことにある。しかし、衛氏朝鮮は武帝代に滅ぼされ、楽浪郡以下の所謂朝鮮四郡が置かれる。四郡のうち真番・臨屯の二郡は昭帝代には廢止されるが、残る楽浪・玄菟二郡を窓口として、後漢の建武年間（二五―五六）以降、「東夷」と呼ばれる諸民族との關係が本格的に構築される。

とりわけ高句麗は前漢末には既に「王」に冊封されていたようで、王莽がこれを「下句驪侯」と格下げしている。⁽²⁹⁾ 後漢が興ると建武八年（三二）に光武帝は再び王号に戻し、以降は従属と反抗を繰り返しつつ關係が継続する。また、夫余は、建武二五年（四九）に来朝し、次いで一旦反抗した後永寧元年（一二〇）に印綬が賜与されている（印文は不明）。⁽³¹⁾ 更に光武帝代には、前漢代には楽浪東部都尉の治下にあった沃沮・濊の首長をそれぞれ「沃沮侯」・「濊侯」に冊封し、韓の首長を「邑君」に冊封した他、倭奴国の王に金印を賜与しており、⁽³²⁾ 諸民族との關係構築が次々と行われたことが分かる。

対して後漢代における西方との関係は、前漢代に比して大きく縮小した。周知のように、前漢代には宣帝代に西域都護が、元帝代に戊己校尉が置かれて西域諸国を管轄した。ところが王莽が新を建てると、車師後部国が始建国二年（一〇）、王莽への反撥から匈奴に投降し、西域諸国もこれを受けて新から離反した。⁽³³⁾ 後漢が興ると諸国は再び内属を申し出たものの、「外事に遑あらず」とする光武帝の判断によって保留され、建武―延光年間（二五―二二五）は「三絶三通」と称される状況となる。⁽³⁴⁾ 班超・班勇の活躍などで交流が活発化したことはあるものの、後漢は西域と安定した関係を構築するには至らなかった。陽嘉年間（三三―三三五）以降は愈々西域への影響力を低下させ、永興元年（一五三）の車師後部王による叛乱が起きると以降は断絶状態となった。⁽³⁵⁾ 文帝即位時にはほぼ没交渉であったと見て良い。⁽³⁶⁾

このように、後漢代は、東方で諸民族の首長との関係構築が進む一方、西方では西域との関係が疎遠になっていった。このような状況を踏まえ、文帝がどのように二方との関係構築を図ったのかは、第三節にて検討する。

第二節 北方秩序の再構築

本節では、前節第二項で取り上げた北方騎馬遊牧民の勢力図の変化の中で、文帝がどのような対北方政策を展開したのか、匈奴单于への処遇を糸口に考察する。

第一項 「匈奴单于」と「鮮卑王」

文帝は、即位直後に匈奴南单于の呼厨泉に璽綬を与えている。文帝紀には、

更に匈奴南单于の呼厨泉に魏の璽綬を授け、青蓋車・乘輿・寶劍・玉珎を賜う。⁽³⁷⁾

とある。ここに見える賜与品は、後漢の漢安二年（一四三）に单于となった兜樓儲が、洛陽で冊立された際に順帝から賜与されたものと概ね一致する。⁽³⁸⁾つまり单于を皇帝の「臣」と位置づけた後漢の先例を踏まえた待遇と分かる。しかし、本拠を失い魏に抑留された当時の匈奴单于の権威は無きに等しい。しかも、袁紹によって「单于」号が与えられた烏丸の首長はこれを受け入れている。つまり、他の北方騎馬遊牧民にとっても「騎馬遊牧民の長としての匈奴单于」は絶対的な存在ではなくなっていると推測される。このような状況下で文帝は、王莽のように関係の刷新を志向することなく、单于の璽綬を与えて漢代の先例を踏襲した。本節の目的はその理由を明らかにすることにあるが、その前に、文帝が鮮卑・烏丸とどのような関係を構築したのかを検討しておくたい。

まず鮮卑との関係を検討する。鮮卑伝には、

文帝踐阼するに、……步度根使いを遣わして馬を獻ぜしむ。帝、拜して王と爲す。……延康の初め、比能（軻

比能）使いを遣わして馬を獻ぜしむ。文帝、亦た比能を立てて附義王と爲す。……素利・彌加……皆大人爲り。

……建安中、……太祖皆な表し寵して以て王と爲す。延康の初め、又た各々使いを遣わして馬を獻ぜしむ。文帝、素利・彌加を立てて歸義王と爲す。⁽³⁹⁾

とある。文帝は、鮮卑の首長に対しては「王」号のみを与えた。なお、「附義王」・「歸義王」号が賜与された「延康」は後漢最後の元号であり、厳密には文帝の即位前であるが、明帝代になっても爵号が引き継がれていることか

ら、「魏の皇帝が与えた爵号」として扱って差し支えないだろう。こうした鮮卑への「王」号賜与については、船木勝馬氏は鮮卑に対する一種の分断策であると述べ、渡邊氏は、同一民族に対して複数の「王」を立てることは異例であるとして、鮮卑を冊封体制の中に組み込むことで天子としての権威を高めると共に、分裂を促進するための施策であったとする⁽⁴²⁾。両氏の説は、護烏丸校尉として北方騎馬遊牧民の対策に当たった田豫⁽⁴³⁾によって、鮮卑の首長に対する分断が図られていたことを根拠とする。田豫伝には、

比能・彌加・素利、地を割ちて統御し、各々分界有り。乃ち共に要誓するに、皆な馬を以て中國と市するを得ず。豫、戎狄の一と爲るは、中國の利に非ざるを以て、乃ち先に構じて之を離し、自ら讎敵と爲し、互々相い攻伐せしむるに、素利盟を違え、馬千匹を出して官に與う。比能の攻むる所と爲り、救を豫に求む⁽⁴⁴⁾。

とあり、田豫の離間策が、魏との馬匹の交易を禁じる首長間の盟約に対処したものと分かる。鮮卑伝には、軻比能が黄初三年（二二二）に魏との間で交易を行った後に首長内での争いが起きて田豫が相互不可侵の調停を行い、黄初五年（二二四）に軻比能が素利を攻撃した際に田豫が救援した、とある⁽⁴⁵⁾。これを田豫伝の記述に照らして整理すると、以下のような時系列が想定できる。黄初三年頃、独自に交易を行った軻比能と他の首長との関係が悪化し、争いが起きた。田豫はこれを調停し、相互不可侵を約させた。しかしこの調停は結果として首長間の結束を生み、魏との交易を禁ずる盟約に発展してしまった。そのため黄初五年にかけて離間策を実行し、素利を盟約から離脱させた。このような時系列を踏まえると、黄初三年まで田豫は離間策を実行しておらず、寧ろ首長間の不和を防ぐことを主な方針としていたことが分かる。つまり、文帝による「王」号賜与が離間策の一環とは考え難いのである。

では、この「王」号賜与はどのような意図によるものであろうか。ここで参考となるのが、秋山進午氏が出土印によって復元した、魏晋代における民族官印制度である。氏は周辺諸民族の官印が、民族全体や周辺諸国を統一支配する首長に与えられる「国王印」、国王の下で部族長を務める首長に与えられる「帰義王侯印」、それよりも下位の邑君以下や中郎将に与えられる「率善印」に区分されるとして、後漢代の「国王」・「率衆王」・「帰義侯」・「邑君」・「邑長」の五ランクの区分が魏においては三ランクに再編されたと述べる⁽⁴⁷⁾。秋山氏は素利・弥加の事例を「帰義王」の文献に見える事例として挙げ、軻比能の「附義王」には言及していないが、この三者に与えられた「王」号は皆「帰義王侯」に相当するランクと見て良い。一方、步度根に与えられた「王」号はどうであろうか。秋山氏は出土印の検討から魏晋代における「国王」号には「親魏（親曹）」の美号が冠せられていたとするものの、步度根の事例には言及していない⁽⁴⁸⁾。しかし、明らかに「王」号と区別されていることを踏まえると、美号を冠さない「王」号は「国王」に相当するランクと判断して良いだろう。

以上を踏まえて首長間の爵号の差異について見ていこう。步度根の祖父・檀石槐は本人は拒んだものの「王」に冊封されており、步度根を「鮮卑王」に冊封することは後漢の先例を踏まえた処置と言える。また一方で、素利・弥加の兩名に対しては曹操が与えた「王」号を「帰義王」号に改めている。先学の述べるように離間策であるならば、兩名の「王」号は維持すれば良い。しかし、文帝は意図的に爵号のランクを下げ、首長間に序列を設けたのである。先述した首長間の不和を防ごうとする方針もあわせて考えるならば、文帝は魏王朝主導の下、「鮮卑王」步度根に他の首長を統率させる形で鮮卑の首長間の秩序を構築しようとしたものと推測されるのである。

第二項 「烏丸单于」の排除と北方秩序の再構築

では、烏丸はどうであったか。曹操は華北を制圧する過程で袁紹と結んだ烏丸を討伐し、自らの軍事力とした。建安二二年（二一六）には「烏丸行单于」普富盧、つまり单于の代行者も来朝している。⁽⁴⁹⁾だが、この後「行单于」は史料に見えなくなり、代つて文帝代に烏丸の首長として登場するのは、「烏丸王」骨進である。⁽⁵⁰⁾「单于」号は用いられておらず、文帝即位時には、「烏丸单于」は認められなくなっていたと考えられる。また、首長としてはこの他「帰義侯」の王同・王寄がいたことが見え、⁽⁵¹⁾烏丸においても鮮卑同様「王」を頂点とした首長間の秩序の構築が図られた可能性が高い。

このように、文帝は鮮卑・烏丸には、王号のみを与えた上で、首長間の爵号に差異を設けてランクづけした。そして、註(28)に見えるように檀石槐に「璽綬」ではなく「印綬」が与えられようとしていたことを考慮すると、歩度根の「鮮卑王」への冊封は、「璽綬」を持つ匈奴单于の下位に彼を位置づけることを意味しよう。これは、骨進の「烏丸王」も同様と推測される。このように、文帝は、呼厨泉を唯一の「单于」として認め、他の北方騎馬遊牧民の首長をその下に位置づけた。すなわち、「匈奴单于」―「鮮卑王」・「烏丸王」―下位の首長（「鮮卑帰義王」・「烏丸帰義侯」等）、という北方秩序の構築を図った。なお、次節で述べるように、文帝の即位直前に「東夷」である夫余王も「单于」として朝貢している。しかし、東夷伝・夫余条においては一貫して「王」と記されている。「附義王」号の継続が見える鮮卑と異なり、魏王朝成立以降、この「单于」号が引き継がれた形跡は見えない。魏の建国

と共に、文帝の構想する北方秩序と矛盾する「单于」号は認められなくなったものであろう。

更に言えば、本稿序文及び註(5)に引いた『献帝伝』からは、匈奴单于が「四夷」とは別格にされていることが分かる。すなわち、匈奴单于は北方騎馬遊牧民のみならず「四夷」の頂点に位置する存在として扱われているのである。かつての勢威を失っていた匈奴单于へのこのような厚遇は、同じく「漢からの禪讓」によって即位した王莽が、匈奴单于の地位変更を試みて大きな反撥を招いたことを踏まえたものであろう。

事実上の三国鼎立という情勢下、魏にとって「漢からの禪讓」は王朝の正統性の大前提である。文帝は、禪讓の儀礼の際に、次のように述べる。

皇帝臣丕、敢えて玄牡を用い皇皇后帝に昭告す。……漢主、神器を以て宜しく臣に授くべしとし、有虞を憲章し、位を丕に致す。⁽⁵²⁾

文帝は、魏の皇帝の位は漢の皇帝から与えられたものであることを宣言して即位しているのである。佐藤大朗氏は、文帝の即位が、前王朝への功績に対する返報として、前王朝の天子に賜与される形をとった初の事例であることを指摘し、前王朝である漢との相互的な正の働きかけを維持して革命を成し遂げたと述べる。⁽⁵³⁾ また、文帝は禪讓を三度拒否する「三讓」の形を整えてから即位しているが、渡邊義浩氏はこれを前漢の文帝の即位に倣ったものであると指摘する。⁽⁵⁴⁾ つまり文帝は禪讓に当たって、「漢からの継承」・「漢の踏襲」を強く意識していたのである。

こうした建国の経緯を踏まえると、魏にとつて「漢からの継承」・「漢の踏襲」は王朝の根本に位置づけられるテーマであると言える。従って、対外政策においても「漢代の国際秩序」が重視されることは当然と言えよう。文帝は

実情にそぐわないとしても、匈奴单于への「璽綬」の賜与や他の諸民族の首長に「单于」を認めない方針により、「漢代の国際秩序」の枠組みを継承する姿勢を示す必要があると判断したのではないか。

本節の検討を踏まえると、匈奴单于をはじめとした北方騎馬遊牧民への待遇には、「新の轍を踏まず、漢代の国際秩序を継承する」姿勢を示そうとする文帝の狙いがあつたと推測される。次節ではこの仮説を基に、東西における対外政策の展開を検討する。

第三節 東方及び西方との関係構築

本節では、東方・西方の諸民族との関係構築を検討する。この二方面との関係構築の端緒は、延康元年（二二〇）にある。文帝紀・延康元年三月己卯条には、

濊貊扶餘单于、焉耆・于闐王皆各々使いを遣わして奉獻せしむ。⁽⁵⁵⁾

とあり、魏への禅譲が行われる直前、東方・西方からの朝貢があつた。文帝は即位後この二方面とどのような関係を構築したのだろうか。

第一項 遼東公孫氏政権の厚遇

そもそも、前掲史料に見える「濊貊扶余单于」とは何者であろうか。その後に見える「焉耆・于闐王」との対応関係で見れば、「濊貊单于」「扶余单于」二名の首長とも考えられる。しかし、東夷伝に、夫余が元来濊貊の地であ

り、漢から受けた「濊王之印」を保持していること、濊には大君長がないことが記されており、「濊貊扶余单于」は夫余王を指すものと推測される。では、この夫余王の朝貢はどのような経緯によるものか。

東夷伝・夫余条に、大使の位にあつた重臣の位居が毎年洛陽に貢献していたとある。⁽⁵⁷⁾ 延康元年の朝貢はその初めであろう。この一連の朝貢の背景を探る手掛かりは、遼東に独立的な勢力を築いていた公孫氏政権にある。後漢末に遼東太守となつた公孫度に始まる公孫氏政権は、その子公孫康の代に曹操に服属して子孫の代まで遼東を支配することを認められている。⁽⁵⁸⁾ 夫余は公孫度に服属して姻戚関係を結ぶほど政権と緊密な関係にあり、⁽⁵⁹⁾ 「濊貊扶余单于」号も公孫氏政権から与えられた可能性がある。⁽⁶⁰⁾ こうした関係を踏まえれば、延康元年以降の朝貢は、公孫氏政権の仲介によるものである。⁽⁶¹⁾ 文帝は、

文帝踐阼するに、使いを遣わして即きて恭を拜して車騎將軍と爲し、假節して、平郭侯に封じ、康に大司馬を追贈せしむ。⁽⁶²⁾

とあるように、夫余の遣使の翌黄初二年（二二二）に、遼東太守公孫恭（康の弟）に対して車騎將軍の位を与え、公孫康に大司馬を追贈する厚遇を見せたのである。こうした厚遇の理由は、公孫氏が度・康・恭の三代に亘つて築き上げた、東北アジアにおける強い影響力を文帝が重視したためと推測される。公孫氏政権は先述した夫余の他にも、公孫康の時代には高句麗の王位継承争いに介入する、帯方郡を置いて倭・韓を服属させるなど、後漢末の混乱の中で東北アジアの諸民族に対する強い影響力を発揮していた。⁽⁶⁴⁾ そして、この高句麗・夫余・韓・倭はいずれも後漢の建武年間に朝貢している。公孫氏政権の仲介によって初めて、文帝は間接的にこれらの諸民族を影響下に置くこと

が可能となる。公孫恭への厚遇は、魏の対東方政策において公孫氏政権が欠くべからざる存在であったことを示している。文帝は公孫氏政権を服属させることで、「東夷諸國皆な來りて獻見す」⁽⁶⁵⁾と表現される後漢光武帝代の状況を「漢代の国際秩序」として再現しようとしたと推測される。

第二項 西域との関係の進展

では、西方との関係は、どのように展開したのであるか。実は、延康元年の焉耆・于闐の来朝後、酒泉・張掖の二郡を中心として叛乱が勃発し、その中で交通路の遮断も起きている。⁽⁶⁷⁾ 關尾史郎氏はこの叛乱の経緯を分析した上で、その原因を二一〇年前後から発生していた中央政府（の派遣する郡太守）と酒泉の黄氏をはじめとする在地の名族との対立構図に求める。⁽⁶⁸⁾ このような河西地方の情勢不安は、西域との安定した通交を阻害する要因となっていたと言えよう。しかし、こうした状況の中でも文帝は西域との関係構築を図る。その経緯は蘇則伝に詳しい。

文帝則（蘇則）に問いて曰く、「前に酒泉・張掖を破るに、西域使いを通じ、燉煌徑寸の大珠を獻ず。復た市の益を求めて得べきや不や」と。則對えて曰く、「若し陛下、中國を化洽し、徳の沙漠に流るれば、即ち求めざるとも自ら至らん。求めて之を得るは、貴ぶに足らざるなり」と。帝默然たり。⁽⁶⁹⁾

叛乱による交通路の遮断や叛乱の鎮圧後、再度西域からの遣使を受けた文帝は交易開始を企図するが、蘇則は徳が西域に及んでいないとこれを窺っており、未だ情勢が不安定であったことを窺わせる。事実、この後も河西地方の治安は回復することはなかった。關尾氏は二二〇年から二二二年までの間に、計四度の武装蜂起があったと指摘す

る。⁽⁷⁰⁾蘇則とのやりとりからは、北方・東方に比して西域との関係構築が難航したこと、その中でも文帝が西域との
通交に積極的であったことが見て取れる。

河西地方の情勢不安に対し、文帝は張既を涼州刺史に起用することで事態の収拾を図った。⁽⁷¹⁾これによってようやく本格化した西域諸国との通交であったが、新たな問題が発生する。当時の状況を知る上で興味深い記述が、当時の大鴻臚・崔林の伝に見える。

大鴻臚に遷る。龜茲王侍子を遣わして來朝せしむるに、朝廷其の遠くより至るを嘉し、其の王を褒賞すること甚だ厚し。餘國各々子を遣わして來朝せしめ、間使連屬す。林（崔林）、遣わす所或いは眞的に非ず、疏屬・賈胡を權取し、因りて使命を通じ、印綬を利得し、而して道路の護送、損う所滋々多く、養う所の民を勞し、無益の事に資し、夷狄の笑う所と爲り、此れ曩時の患う所となるを恐る。乃ち燉煌に移書して諭指し、並びに前世の諸國を待遇する豊約の故事を録し、恆常有らしむ。⁽⁷²⁾

龜茲などの西域諸国から來朝が相次ぐも、偽って使者を名乗った者への印綬の賜与や使者往來の負担増など、待遇の不備による問題が生じていた。崔林伝では時期が記されていないが、文帝紀・黃初三年条の、

二月、鄯善・龜茲・于闐王各々使を遣わして奉獻せしむ。……是の後西域遂に通じ、戊己校尉を置く。⁽⁷³⁾

という記述から黃初三年のことと分かる。文帝は、念願だった西域からの使者を喜ばしく思い、過大な厚遇を与えたのであろう。第一節で述べた通り、当時西域とは七〇年もの間疎遠な状況にあった。継続的に関係を維持していた北方騎馬遊牧民とは異なり、漢代の待遇の踏襲は容易でなかったと推測される。こうした中で様々な問題が起き、

「夷狄の笑う所」となる事態は、成立間もない魏王朝にとって望ましくない。この状況に対し、崔林は新たに魏王朝としての制度を整備するのではなく、漢代の故事の集成によって対処しようとした。⁽⁷⁴⁾ ここでも「漢からの継承」が意識されており、魏が漢の後継者であると示す姿勢が重視されたことが分かる。加えて、文帝はこの時に漢代に西域を管轄した戊己校尉を再置している。⁽⁷⁵⁾ これも漢代の故事の集成に対応したものと見えよう。⁽⁷⁶⁾

しかし、戊己校尉の人事には問題が生じている。初代戊己校尉は敦煌郡の官吏として河西地方の安定に寄与した張恭が任じられているが、おそらくは病のため、数年で子の張就に交代しているのである。⁽⁷⁷⁾ 加えて、河西地域の治安を担うべき涼州刺史も、黄初四年に張既が死去した後、その後継たる温恢が赴任中に病死するという事態が発生している。⁽⁷⁸⁾ 前項まで、北方に於ける田豫や東方に於ける公孫恭といった、魏と周辺諸民族の間に立って各方面を担当する存在に注目してきたが、西方においてはこれに相当する人材を相次いで失っており、不安定な状況にあったことが分かる。

こうした中、西域との関係を安定させるための施策として注目される記事が『魏略』西戎伝に次のように見える。北新道西行するに、東且彌國・西且彌國・單桓國・畢陸國・蒲陸國・烏貪國に至る。皆な并びに車師後部王に屬す。……魏、其の王壹多雜に守魏侍中を賜い、大都尉と號し、魏の王印を受く。⁽⁷⁹⁾

この車師後部王壹多雜への王印の賜与の時期を、長澤和俊氏は戊己校尉設置と同時期と推定する。⁽⁸¹⁾ 同じく『魏略』西戎伝によれば、戊己校尉は車師の高昌に置かれている。⁽⁸²⁾ その地の王に何も働きかけが無かったとする方が不自然であり、長澤氏の指摘は妥当と言える。先述の通り、車師後部国は新の時に西域諸国が王莽から離反する原因とな

り、後漢代にも西域と断絶する契機となった叛乱を起こしている。文帝は戊己校尉の設置に伴って車師後部王に印綬を与えることで、西域の安寧を維持する役割を期待すると共に、魏が新や後漢と異なり西域の統治を恙なく行っていることを示そうとしたのではないか。王印と共に与えられた「守魏侍中」・「大都尉」という官号はそのことを象徴するものと言える。このように、文帝は西方政策においても、「新の轍を踏まず、漢代の国際秩序を継承する」ことを志向していたと考えられる。ただし、あくまでもこの場合の「漢」は、戊己校尉による監督が行われていた前漢元帝代の状況を指すものである。

延康元年の朝貢に見られるように、東方・西方との関係は、魏が中華王朝としての正統性を内外に示すために重要なものであった。それゆえ文帝は、各方面との関係を安定させるための方策に心を砕かねばならなかった。公孫氏政権への厚遇や車師後部王への配慮は、こうした文帝の姿勢の表れと言えよう。そして、漢代の故事によって待遇を定めたことに見られるように、魏を「漢の後継者」と位置づけようとしている点には特に注目される。ただし、そこで目指される「漢代の国際秩序」の対象とする時代が東西で異なっている点は注意すべきであろう。

結 語

本稿の最後に、検討内容を踏まえて文帝の対外政策を総括し、文帝の国際秩序構想について考えたい。魏王朝は、四夷の列席の下で禪譲を受けることで建国された。しかし、当時の状況を見れば、必ずしも周辺諸民族との関係は安定したものではなかった。その中で文帝は、「漢代の国際秩序」の継承を目指して政策を展開する。「单于」号の

運用や故事の集成で、漢代の先例を踏襲する姿勢を示すと共に、公孫氏政権や車師後部王を厚遇して、関係の安定化を図った。

そして注目されるのは、「漢代の国際秩序」の先例とされる時代が、各方面で異なっている点である。北方では匈奴单于を洛陽で冊立した後漢順帝代、即ち匈奴单于が北方騎馬遊牧民の長かつ漢の臣下であった時代が、東方では高句麗や倭が朝貢した後漢光武帝代、即ち東夷との頻繁な通交が行われた時代が、西方では戊己校尉が置かれた前漢元帝代、即ち漢の監督下において安定的な西域との通交が行われた時代が、それぞれ先例とされたと思しい。つまり、文帝が目指した「漢代」は、各方面で漢王朝の影響力が最も強かった時代に焦点を合わせた、謂わば理想化された「漢代」であった。漢からの禪譲を受けて成立した魏王朝にとっては偉大な前王朝を継承する姿勢が、王朝の正統性と威信を示す手段となったと言える。そのために、先例として踏襲されるべきは、強力な「漢」である必要があったのだろう。文帝の国際秩序構想は、理想化された「漢代の国際秩序」に出来る限り近づくことを目指したものであった。

一方で、漢代の先例を踏襲することは、匈奴单于の待遇に象徴されるように現実の情勢と背反する面も存在する。そのため、文帝の対外政策は、各方面で様々な問題を噴出させることとなった。秩序の再構築を目指した北方では、匈奴单于の下位に置かれた烏丸・鮮卑の首長との抗争が続き、結局軋比能が力をつけて十万騎余りの兵力を有し、辺境の脅威となった⁽⁸³⁾。漢代の故事を踏襲した西方では旧習が改められなかった結果、西域諸国との通交が滞る状況を生んだ⁽⁸⁴⁾。また、車騎將軍の位を与えた公孫恭は健康面・能力面に問題があり、文帝の死後には甥の淵によるクー

デタが発生している。⁽⁸⁵⁾そして何よりも、呉と蜀漢の存在により、南方の諸民族とは直接通交が出来ないという大きな欠陥があった。つまり、文帝の対外政策は、国際秩序の体裁を整えることを目指したものの、各方面に不安を抱え、有効に機能したとは言い難かったのである。しかし、それでも「漢代の国際秩序」の継承が志向されたのは、魏王朝を正統な「漢の後継者」として位置づけることが重視されたためであろう。文帝の対外政策は、現実の情勢と乖離しようとも、中華王朝としての正統性と威信を示すことに力点が置かれたと言える。

本稿では文帝の対外政策を明らかにするに当たり北方・東方・西方との関係を検討した。しかし、「漢代の国際秩序の継承」を考える上では、直接通交できない南方との関係を文帝がどのように構想していたのか、という問題が残っている。とりわけ、黄初二年に孫権を呉王に「冊封」したことは、この問題を考える上で重要である。これらを含めた対南方政策については別稿で検討予定である。

また、文帝が残した対外的な問題は、明帝代に解決が図られていく。具体的には、北方における軻比能の排除、西方における通交の安定化と大月氏国の朝貢、東方における公孫氏政権の滅亡とそれに伴う高句麗・倭等の諸民族との関係構築などが挙げられる。これらは、明帝が文帝代に整えられた国際秩序の体裁に実態を伴わせ、魏の国際秩序を確立せんと試みた結果であろう。換言すれば、文帝代は魏の国際秩序が形成されるにあたっての枠組みを準備した時代とも言える。この点については、明帝代の対外政策について検討を行った上で、改めて検証したい。

註

- (1) 大庭脩『親魏倭王』(学生社、増補新版二〇〇一/初出は一九七二)、西嶋定生『親魏倭王冊封に至る東アジアの情勢——公孫氏政権の興亡を中心として——』(『中国古代国家と東アジア世界』東京大学出版会、一九八三/初出は一九七八)。
- (2) 張大可「論三国時期的民族政策」(『三国史研究』甘肃人民出版社、一九八八)、李偉山「三国民族政策及其特点略論」(『西北民族大学学报(哲学社会科学版)』二〇〇六年六期)。
- (3) 彭豊文「論曹魏統一北方边疆地区的策略」(『北京社会科学』二〇〇二年四期)。また、中国の研究としては白翠琴「曹魏治夷策考」(殷憲主編『北朝史研究 中国魏晋南北朝史国際学術研討会論文集』商務印書館、二〇〇四)もあるが、こちらも「曹操及びその継承者」という視点から魏の民族政策を論じており、曹操の政策を発端と見なす視点は共通する。
- (4) 渡邊義浩「曹魏の異民族政策」(『三国志よりみた邪馬台国——国際関係と文化を中心として——』汲古書院、二〇一六/初出は二〇一五)。
- (5) 『三国志』卷二『魏書文帝紀・黃初元年一〇月庚午条裴注』
- 引『献帝伝』「辛未、魏王登壇受禪、公卿・列侯・諸將・匈奴單于・四夷朝者數萬人陪位」。
- (6) 栗原朋信「漢帝国と周辺諸民族」(『上代日本対外関係の研究』吉川弘文館、一九七八/初出は一九七〇)。
- (7) 西嶋定生「序説——東アジア世界の形成——」(前掲註(1))『中国古代国家と東アジア世界』所収/初出は一九七〇。
- (8) 堀敏一「中国と古代東アジア世界 中華的世界と諸民族」(岩波書店、一九九三)。
- (9) 金子修一「東アジア世界論」(『古代東アジア世界史論考——改訂増補 隋唐の国際秩序と東アジア』八木書店、二〇一九/初出は二〇一〇)。また、金子氏は堀氏が用いた「羈縻」の語についても、その用法が十分に検討されていないことを指摘する。
- (10) 渡辺信一郎「伝統中国の国家体制」(渡辺信一郎・西村成雄編『中国の国家体制をどうみるか 伝統と近代』汲古書院、二〇一七)。
- (11) 栗原朋信「文献にあらわれたる秦漢璽印の研究」(『秦漢史の研究』吉川弘文館、一九六〇)。
なお、「璽」と「印」の区別について栗原氏は、一般的な外臣に対しては「印」を与えて国内の列侯と同様の待遇と

し、大国に対しては「罽」を与えて国内の諸侯王と同様の待遇とした、とする。その上で匈奴に対しては「単于」という民族固有の君主号をそのまま認めている点で、それが格別の待遇であったことを指摘する。

(12) 前掲註(11) 栗原朋信「文献にあらわれたる秦漢罽印の研究」、岡安勇「中国古代における「客礼」の礼遇形式——匈奴呼韓邪単于への礼遇を手掛かりとして——」(『東方学』七四、一九八七)等。

(13) 好並隆司「称臣而不名」再考」(『前漢政治史研究』研究出版、二〇〇四／初出は二〇〇一)。

(14) 『漢書』卷九四下匈奴伝「建國元年、……故印文曰「匈奴単于罽」、莽更曰「新匈奴単于章」。同卷九九中王莽伝中・始建国二年条「莽曰、「……今分匈奴國土人民以爲十五、立稽俟獮子孫十五人爲単于……」。

なお、一五人の単于を冊立したことについては『額濟納漢簡』所収の「新莽詔書冊」にも見える。その内容を検討した廣瀬薫雄氏は、一五人の単于のうち大多数は数あわせのために冊立された者であったと指摘する(廣瀬薫雄「額濟納漢簡新莽詔書冊詮釈」『秦漢律令研究』汲古書院、二〇一〇／初出は二〇〇六)。

(15) 『漢書』匈奴伝下「更始二年冬、……授単于漢舊制罽

綬」。

(16) 好並隆司「光武帝と匈奴——後漢王朝に臣従した単于——」(前掲註(13)『前漢政治史研究』所収／初出は二〇〇二)。

(17) 『後漢書』列伝九耿弇伝附耿国伝「及匈奴莫鞬日逐王比自立爲呼韓邪単于、款塞稱藩、願扞禦北虜。……國(耿国)獨曰、「臣以爲、宜如孝宣故事受之」、同列伝七九南匈奴伝「(建武)二十六年、……詔賜単于冠帶・衣裳・黃金罽縠綬」。

(18) 内田吟風氏は単于の權威が失墜した原因について、後漢の保護監視下に入ったことにより掠奪戦争が不可能となつて諸部族の紐帯が薄弱となったこと、後漢からの歳賜が南匈奴の全人口に比して僅かであったこと、鮮卑・烏丸の勢力が伸張したことの三点を指摘する(内田吟風「南匈奴に関する研究」『北アジア史研究 匈奴篇』同朋社、一九七五／初出は一九三三、増補されて『匈奴史研究』創元社、一九五三に収録)。

(19) 『後漢書』南匈奴伝(熹平)六年、単于與中郎將臧旻出鴈門擊鮮卑檀石槐、大敗而還……(光和)二年、中郎將張脩與単于不相能、脩擅斬之、更立右賢王羌渠爲単于」。

(20) 『後漢書』南匈奴伝「持至戸逐侯単于於扶羅、中平五年

立。國人殺其父者遂畔。共立須卜骨都侯爲單于、而於扶羅詣闕自訟。……復欲歸國、國人不受乃止河東。須卜骨都侯爲單于一年而死、南庭遂虛其位、以老王行國事。

渡邊氏は、袁紹が烏丸の首長に「單于」号を与えた背景として、匈奴單于が不在の状況にあったことを指摘する（渡邊義浩「後漢の匈奴・烏桓政策と袁紹」前掲註（4）『三国志よりみた邪馬台国』所収／初出は二〇一五）。

(21) 卷一魏書武帝紀・建安二二年条「秋七月、匈奴南單于呼廚泉將其名王來朝。待以客禮、遂留魏、使右賢王去卑監其國」。

(22) 『後漢書』列伝八〇烏桓伝「(建武)二十五年、遼西烏桓大人郝且等九百二十二人率衆向化、詣闕朝貢、……於是封其渠帥爲侯王君長者八十一人」。

(23) 『後漢書』烏桓伝「鴈門烏桓率衆王無何與鮮卑大人丘倫等、及南匈奴骨都侯、合七千騎寇五原。……是後烏桓稍復親附、拜其大人戎朱廆爲親漢都尉」。

(24) 『後漢書』列伝八〇鮮卑伝「賜咄歸等已下爲率衆王・侯・長」。

(25) 卷三〇魏書烏丸伝「紹矯制賜蹋頓・峭王・汗魯王印綬。皆以爲單于」。

(26) 『後漢書』鮮卑伝「帝封於仇責爲王、滿頭爲侯」。

(27) 『後漢書』鮮卑伝「安帝永初中、鮮卑大人燕荔陽詣闕朝賀、鄧太后賜燕荔陽王印綬……永寧元年……詔封烏倫爲率衆王、其至鞬爲率衆侯」。

(28) 『後漢書』鮮卑伝「朝廷積患之、而不能制、遂遣使持印綬封檀石槐爲王、欲與和親。檀石槐不肯受」。

(29) 『後漢書』列伝七五東夷伝・高句驪条「王莽初……更名高句驪王爲下句驪侯」。

(30) 『後漢書』東夷伝・高句驪条「建武八年、高句驪遣使朝貢、光武復其王號」。

(31) 『後漢書』東夷伝・夫余条「二十五年、夫余王遣使奉貢、光武厚答報之、於是使命歲通。……永寧元年、乃遣嗣子尉仇臺詣闕貢獻、天子賜尉仇臺印綬金綵」。

(32) 『後漢書』東夷伝・東沃沮条「吏以沃沮爲縣、屬樂浪東部都尉。至光武罷都尉官、後皆以封其渠帥、爲沃沮侯」、同漢条「建武六年、省都尉官、遂棄領東地、悉封其渠帥爲縣侯」、同三韓条「建武二十年、韓人廉斯人蘇馬謨等詣樂浪貢獻。光武封蘇馬謨爲漢廉斯邑君」、同倭条「建武中元二年、倭奴國奉貢朝賀……光武賜以印綬」。

(33) 『漢書』卷九六下西域伝下・車師後国条「至莽篡位、建國二年、以廣新公甄豐爲右伯、當出西域。車師後王須置離聞之、……欲亡入匈奴。……欽(西域都護但欽)則斬置離」。

置離兄輔國侯狐蘭支將置離衆二千餘人、驅畜產、舉國亡降匈奴。……司馬丞韓玄領諸壁、右曲侯任商領諸壘、相與謀曰、「西域諸國頗背叛、匈奴欲大侵（下略）」。

(34) 『後漢書』列伝七八西域伝・序「建武中、皆遣使求内屬、願請都護。光武以天下初定、未遑外事、竟不許之。……自建武至于延光、西域三絕三通」。

(35) 『後漢書』西域伝・序「自陽嘉以後、朝威稍損、諸國驕放、轉相陵伐。……永興元年、車師後王復反攻屯營。雖有降首、曾莫懲革、自此浸以疏慢矣」。

(36) なお、後漢における対西方政策を考える上では羌との関係も重要であるが、郡県への遷徙の問題を含むため、本稿の主旨とは異なる観点からの検討が必要となる。別の機会に論じたい。

(37) 魏書文帝紀・黄初元年十一月癸酉条「更授匈奴南單于呼厨泉魏璽綬、賜青蓋車・乘輿・寶劍・玉玦」。

(38) 『後漢書』南匈奴伝「呼南若尸逐就單于兜樓儲先在京師、漢安二年立之。天子臨軒、大鴻臚持節拜授璽綬、引上殿。賜青蓋駕駟・鼓車・安車・駙馬騎・玉具刀劍・什物、給綵布二千匹」。

(39) 卷三〇魏書鮮卑伝「文帝踐阼、……步度根遣使獻馬。文帝亦帝拜爲王。……延康初、比能（軻比能）遣使獻馬。文帝亦

立比能爲附義王。……素利・彌加……皆爲大人。……建安中、……太祖皆表寵以爲王。延康初、又各遣使獻馬。文帝立素利・彌加爲歸義王」。

(40) 卷三魏書明帝紀・太和五年条「鮮卑附義王軻比能率其種人及丁零大人兒禪詣幽州貢名馬」。

(41) 船木勝馬「三国時代の鮮卑について」（中央大学文学部紀要）八〇、一九七六。

(42) 前掲註（4）渡邊義浩「曹魏の異民族政策」。

(43) 卷二六魏書田豫伝「文帝初、北狄彊盛、侵擾邊塞。乃使豫持節護烏丸校尉」。

(44) 魏書田豫伝「比能・彌加・素利割地統御、各有分界。乃共要誓、皆不得以馬與中國市。豫以戎狄爲一、非中國之利、乃先構離之、使自爲讎敵、互相攻伐、素利違盟、出馬千匹與官。爲比能所攻、求救於豫」。

(45) 魏書鮮卑伝「明年（黄初三年）、比能帥部落大人小子代郡烏丸修武盧等三千餘騎、驅牛馬七萬餘口交市。……後（軻比能）與東部鮮卑大人素利及步度根三部爭鬪、更相攻擊。田豫和合、使不得相侵。五年、比能復擊素利、豫帥輕騎徑進掩其後」。

(46) 『後漢書』百官志五・四夷国条「四夷国、王・率衆王・歸義侯・邑君・邑長」。

- (47) 秋山進午「魏晋周辺民族官印制度の復元と『魏志倭人伝』印」(『史林』九三―四、二〇一〇)。
- (48) 前掲註(47) 秋山進午「魏晋周辺民族官印制度の復元と『魏志倭人伝』印」。
- (49) 魏書武帝紀・建安二一年五月条「代郡烏丸行單于普富盧與其侯王來朝」。
- (50) 卷二六魏書田豫伝「烏丸王骨進桀黠不恭、豫因出塞案行」。
- (51) 卷二六魏書牽招伝「殺比能弟苴羅侯及叛烏丸歸義侯王同・王寄等」。
- (52) 魏書文帝紀・延康元年一〇月庚午条裴注引「獻帝伝」同月辛未条「皇帝臣不敢用玄牡昭告于皇皇后帝。……漢主以神器宜授於臣、憲章有虞、致位于丕」。
- (53) 佐藤大朗「漢魏革命の固有性——「天子」の再定義と「禪讓」の創出——」(『三国志研究』九、二〇一四)。
- (54) 渡邊義浩「魏公卿上尊号奏」にみる漢魏革命の正統性(「後漢における「儒教国家」の成立」汲古書院、二〇〇九/初出は二〇〇四)。
- (55) 魏書文帝紀・延康元年三月己卯条「濊貊扶餘單于、焉耆・于闐王皆各遣使奉獻」。
- (56) 卷三〇魏書東夷伝・夫余条「漢時、夫餘王葬用玉匣、常豫以付玄菟郡、王死則迎取以葬。公孫淵伏誅、玄菟庫猶有玉匣一具。今夫餘庫有玉璧・珪・瓊數代之物、傳世以爲寶、耆老言先代之所賜也。其印文言「濊王之印」、國有故城名濊城、蓋本濊貊之地、而夫餘王其中」、同濊条「無大君長」。
- (57) 魏書東夷伝・夫余条「牛加兒子名位居……歲歲遣使詣京都貢獻」。
- (58) 卷八魏書公孫度伝附公孫淵伝裴注引「魏書」に見える景初元年(二三七)の公孫淵の上書中に、「(武皇帝)又命之曰、「海北土地、割以付君、世世子孫、實得有之」とある。
- (59) 魏書東夷伝・夫余条「夫餘王尉仇臺更屬遼東。時句麗・鮮卑彊、度以夫餘在二虜之間、妻以宗女」。
- (60) 公孫氏政權は後に鮮卑に「單于璽」を与えている(魏書公孫度伝附公孫淵伝「淵遂自立爲燕王……假鮮卑單于璽、封拜邊民」。夫余にも「單于」号を賜与した可能性は十分にある。
- (61) 田中俊明氏は、この時の夫余は、自国の利のために魏と公孫氏政權との両端を持していたとし、夫余が独自に遣使していたものと見做す(田中俊明「三世紀東北アジアの国際関係」『朝鮮学報』一三〇、二〇一四)。しかし、この

時の魏と公孫氏政權に対立関係はなく、夫余が両端を持つような状況にはなかった。公孫氏政權が魏から離反する動きを見せるようになるのは明帝代からである。よって、文帝代に夫余が公孫氏政權を無視して魏に遣使する理由は見いだせない。公孫氏政權の影響下で、魏との関係を構築したと考える方が自然である。なお、魏と公孫氏政權との関係の推移については現在別稿を準備中である。

(62) 卷六魏書・公孫度伝「文帝踐阼、遣使即拜恭爲車騎將軍、假節、封平郭侯、追贈康大司馬」。

(63) 魏書文帝紀・黃初二年条「三月、加遼東太守公孫恭爲車騎將軍」。

(64) 魏書東夷伝・高句麗条「建安中、公孫康出軍擊之、破其國、焚燒邑落。拔奇怨爲兄而不得立、與涓奴加各將下戸三萬餘口詣康降、還住沸流水」、同韓条「桓・靈之末、韓・濊強盛、郡縣不能制、民多流入韓國。建安中、公孫康分屯有縣以南荒地爲帶方郡……是後倭・韓遼屬帶方」。

なお、西嶋定生氏は「倭・韓遼屬帶方」について、倭と韓の所管が栗浪郡から帶方郡に移行したことを述べたものと解し、この時はじめて公孫氏政權に服属したという意味ではないと指摘しており（西嶋定生「倭韓これに属す」の解「倭国の出現——東アジア世界のなかの日本」東京大学

出版会、一九九九）、氏の指摘を踏まえると、公孫度の時代から倭・韓が公孫氏政權に服属していた可能性も想定される。しかし、帶方郡設置の経緯を踏まえると、倭・韓と安定した関係を築けるようになったのは公孫康の時代と考えて大過なからう。

(65) 『後漢書』東夷伝・夫余条「建武中、東夷諸國皆來獻見」。

(66) 魏書文帝紀・延康元年条「五月……酒泉黃華・張掖張進等各執太守以叛。金城太守蘇則討進、斬之。華降」。

(67) 卷一六魏書蘇則伝「文帝即位後、武威三種胡竝寇鈔、道路斷絕」。

(68) 關尾史郎「漢魏交替期の河西」（新潟大学大学院現代社会文化研究科『中国世界における地域社会と地域文化に関する研究』二、二〇〇三）。

(69) 魏書蘇則伝「文帝問則（蘇則）曰、「前破酒泉・張掖、西域通使、燉煌獻徑寸大珠。可復求市益得不」。則對曰、「若陛下化洽中國、德流沙漠、即不求自至。求而得之、不足貴也」。帝默然」。

(70) 前掲註（68）關尾史郎「漢魏交替期の河西」。

(71) 卷一五魏書張既伝「涼州盧水胡伊健妓妾・治元多等反、河西大擾。帝憂之曰、「非既莫能安涼州」。乃召鄒岐（涼州

刺史鄒岐)、以既代之」。

(72) 卷二四魏書崔林伝「遷大鴻臚。龜茲王遣侍子來朝、朝廷嘉其遠至、褒賞其王甚厚。餘國各遣子來朝、間使連屬。林(崔林)恐所遣或非真的、權取疏屬・賈胡、因通使命、利得印綬、而道路護送、所損滋多、勞所養之民、資無益之事、爲夷狄所笑、此曩時之所患也。乃移書燉煌喻指、并錄前世待遇諸國豐約故事、使有恆常」。

(73) 魏書文帝紀・黃初三年条「二月、鄯善・龜茲・于闐王各遣使奉獻。……是後西域遂通、置戊己校尉」。

(74) 大谷光男氏は、崔林の目的を蚕夷の使節送迎の簡略化を主張したものと解す(大谷光男「魏文帝の遠隔地使節の送迎問題」大谷光男編著『金印研究論文集』新人物往來社、一九九四)。だが、この時の故事の集成は「豊約」、つまり手厚い待遇をする場合としない場合の基準を明確にしたものであり、一概に簡略化を行ったとは考え難い。

(75) この時の戊己校尉の実態について、伊瀬仙太郎氏は漢代に比して強力なものではなかったと指摘するが(伊瀬仙太郎「三国・晋代の西域経営」『西域経営史の研究』日本学術振興会、一九五五／『中国西域経営史研究』と題して復刊、巖南堂書店、一九六八)、關尾史郎氏は中央アジアを守護する本来の役割を果たしていたとして、戊己校尉の影響

響力を高く評価する(關尾史郎『三国志の考古学 出土資料からみた三国志と三国時代』東方書店、二〇一九)。実態の有無は措くとしても、文帝が対西方政策を象徴する存在として、漢代の戊己校尉を復活させたことは間違いないだろう。

(76) なお、『晋書』地理志は戊己校尉の職務について、「漢の故事の如し」という表現を用いて説明している。後掲註(77)参照。

(77) 卷一八魏書張恭伝「黃初二(三の誤りか)年……拜西域戊己校尉。數歲徵還、將授以侍臣之位、而以子就代焉。恭至燉煌固辭、疾篤」。また、張就以降の戊己校尉については史書に見えず、不明である。『晋書』卷一四地理志上・涼州条の記述(「魏時復分以爲涼州、刺史領戊己校尉。護西域、如漢故事。至晉不改」)を踏まえると、張就以降は涼州刺史が兼務した可能性があるが、關尾氏は涼州刺史による兼任に否定的であり、敦煌を本貫とする人士が就いたと推測する(前掲註(75)關尾史郎『三国志の考古学』)。

(78) 卷一五魏書張既伝・同温恢伝。

(79) 魏書烏丸鮮卑東夷伝末尾裴注引『魏略』西戎伝「北新道西行、至東且彌國・西且彌國・單桓國・畢陸國・蒲陸國・烏貪國。皆并屬車師後部王。……魏賜其王壹多雜守魏侍中、

號大都尉、受魏王印」。

(80) 大庭脩氏は、史書に残る「親魏大月氏王」及び「親魏倭王」以外に魏が「親魏王」号を与えた可能性を示す史料としてこの王印の賜与に注目する(前掲註(1)大庭脩「親魏倭王」)。つまり氏はこの王印の印文を「親魏車師後部王」と推定するのであるが、「魏王朝の王の印」が即ち「親魏王」印という解釈には賛同しかねる。そもそも烏丸王・鮮卑王の事例(前掲註(39)及び前掲註(50))からは、魏は美号を冠しない「王」号を周辺諸民族に与えていることが分かる。また、匈奴南单于に「魏の璽綬」を与えた事例(前掲註(37))からは、魏が漢の印璽を魏のものに更新していることが分かる。これらを踏まえると、ここでの王印賜与も、「漢車師後部王」印から、「魏車師後部王」印への更新と解釈する方が自然であろう。

(81) 長澤和俊「いわゆる晋の西域経営について」(『楼蘭王

国史の研究』雄山閣出版、一九九六)。

(82) 卷三〇魏書烏丸鮮卑東夷傳末尾裴注引「魏略」西戎伝「從玉門關西北出……到車師界。戊己校尉所治高昌」。

(83) 卷二六魏書牽招伝「鮮卑大人步度根・泄歸泥等與軻比能爲隙、將部落三萬餘家詣郡附塞。敕令還擊比能、殺比能弟苴羅侯、及叛烏丸歸義侯王同・王寄等」、同鮮卑伝「比能衆遂彊盛、控弦十餘萬騎」。

(84) 卷一六魏書倉慈伝「太和中、遷敬煌太守。郡在西陲、以喪亂隔絕、曠無太守二十歲。大姓雄張、遂以爲俗。前太守尹奉等、循故而已、無所匡革。……又常日西域雜胡欲來貢獻、諸豪族多逆斷絕。既與貿遷、欺詐侮易、多不得分明」。

(85) 魏書公孫度伝附公孫恭伝「初、恭病陰消爲闒人、劣弱不能治國。太和二年、淵魯奪恭位」。

(早稲田大学大学院文学研究科博士後期課程)

THE TOYO GAKUHO

Vol. 102, No. 3 - December 2020

(THE JOURNAL OF THE RESEARCH DEPARTMENT
OF THE TOYO BUNKO)

Cao Wei Emperor Wen's Idea of the International Order:
In the Steps of the Han Dynasty's Diplomatic Tradition

ITOH Mitsunari

The Cao Wei 曹魏 Dynasty was a polity that faced a contradiction between its standing as a bona-fide Chinese dynasty and the reality of the Three Dynasties Period triumvirate. This article examines the idea of an international order envisioned by the Dynasty's founder Emperor Wen 文帝 (Cao Pi 曹丕) and the background to its conceptualization.

To begin with, throughout the Later Han Period the relationship between that Dynasty and the peoples on its periphery had changed. In the north, the decline of the Xiongnu 匈奴 saw the rise of the Wuwan 烏丸 and the Xianbei 鮮卑; in the east, there was the establishment of tributary relations with the "Eastern barbarians" (Dongyi 東夷); and in the west, there was a rupture in relations with the kingdoms of the West (Xiyu 西域). Under such circumstances, newly enthroned Emperor Wen decided to follow the precedents set by the diplomacy practiced by an idealized Han Dynasty, focusing on the eras when that Dynasty was most influential in each of the three peripheral regions.

Accordingly, in the north, an equestrian nomadic hierarchical order was established placing the emirs of the Wuwan and Xianbei under the Chanyu 單于 of the Xiongnu, as during the reign of Later Han Emperor Shun 順帝; in the east, a system of receiving tribute was set up by giving special treatment to the Gongsun 公孫 Clan regime in Liaodong, which exerted strong influence on such "Eastern barbarian" tribes as the Fuyu 夫餘, in the tradition of Later Han Emperor Guangwu 光武帝; and in the west, Former Han Emperor Yuan's 元

帝 Wuji Xiaowei 戊己校尉 military order was reinstated and Han Dynasty accomplishments in the region compiled, together with efforts to stabilize relations with the region through special treatment of the oasis city state of Jushi Houbuguo 車師後部國, which had caused the original break with the region during the Xin and Later Han Periods.

It was in this way that Emperor Wen devoted himself to inheriting the “Han Dynasty international order,” although his policies were often at odds with reality. Consequently, it is difficult to conclude that such diplomacy functioned effectively in the midst of uncertainty on all sides of the periphery. That being said, even if not fully in sync with the realities of the situation, there is no doubt that Emperor Wen attempted to gain legitimacy and authority for his Dynasty by assuming a posture of being the successor to the powerful Han Dynasty.

Leading Clans of the Guannei Circuit Jimizhou around the An Lushan Rebellion Period

HATATE Hitomi

The aim of the present article is to examine the chieftains of three Tang Dynasty Jimizhou 羈糜州 protectorates in the Guannei 關內 Circuit—the heads of the Murong 慕容 Clan of Tuyuhun 吐谷渾, the Tuoba 拓拔 Clan of Tangut 党項 and the Lun 論 Clan of Tibet—tracing their activities during the Kaiyuan 開元 and Tianbao 天寶 Eras (713–756) in an attempt to clarify the impact they made on the An Lushan 安祿山 Rebellion, which began in 755. The author begins with an analysis of the bureaucratic titles conferred by the Tang Dynasty on the members of each clan during the period in question, finding that 1) not only family heads, but also their brothers, uncles and cousins were appointed to administrative positions; 2) there were clan members who utilized the accomplishments of their fathers to begin their careers at the central Tang Court; and 3) the heads of the three clans were made vice-commanders of the Shuofang Army (Shuofang Jiedu-fushi 朔方節度副使).

Next, the author turns to the activities of the three clan members in the An Lushan Rebellion based on examples from the Murong and Lun Clans,